

佐世保市肺がん検診実施要領

佐世保市における肺がん検診については、下記により実施するものとする。

（対象者）

第 1 条 対象者は佐世保市に住所を有する 40 歳以上の市民（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めた者を含む）とする。ただし、以下の各号にあげる者は除くものとする。

法令に基づく胸部エックス線検査による胸部検診の対象者

肺がんの診断で通院治療中、肺がん術後 5 年以内の者など定期的な受診を要する者

2 前項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する胸部検診を受けることができる者は原則として佐世保市肺がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実施回数）

第 2 条 肺がん検診の実施回数は、同一人について年度内 1 回行うものとする。

（受診者の自己負担）

第 3 条 受診者の自己負担金は、次の表のとおりとする。

検診項目	対象者	自己負担金
胸部エックス線検査	40～69 歳	800 円
	70 歳以上	400 円
胸部エックス線検査 及び喀痰検査	40～69 歳	1,600 円
	70 歳以上	800 円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者の自己負担金は無いものとする。

生活保護受給者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

節目検診の対象とする者（実施年度の 4 月 1 日現在、40 歳・50 歳・60 歳の者）

3 佐世保市国民健康保険加入者の自己負担分は、佐世保市国民健康保険特別会計が負担し、受診者本人の自己負担金は無いものとする。

（検診実施機関）

第 4 条 肺がん検診は、佐世保市または佐世保市が委託する医療機関が実施するものとする。

(周知の方法)

第 5 条 佐世保市は、広報させば、町内回覧等により適宜、対象者への広報を行うものとする。

(検診の実施)

第 6 条 検診項目は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰検査とする。

2 問診

喫煙歴、妊娠の可能性の有無及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ過去の検診の受診状況等を聴取する。

3 胸部エックス線検査

肺がん検診にて適格な胸部エックス線写真を撮影し読影する。読影に関しては「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)に準じて、十分な経験を有する複数の医師によって行うものとし、その結果に応じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

院内で、十分な経験を有する複数の医師による読影が可能な医療機関は、当該医療機関で責任を持って読影を行うものとする。

以外の医療機関は、佐世保市医師会(以下「医師会」という。)の読影会で読影を行うものとする。

医師会における読影会では、直接撮影用エックス線フィルムまたはCR・FPDでのドライフィルムを二重読影するものとする。

4 喀痰検査

喀痰細胞診の対象者は、問診の結果、原則として50歳以上で、喫煙指数(1日本数×年数)600以上であることが判明した者(過去における喫煙者を含む)とする。

対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取するものとする。喀痰は、起床時の早朝痰とし、原則として最低3日の蓄痰を行うものとする。検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとする。ただし、この場合において医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、同一検体から2枚以上検体を作成し、2名以上の技師によりスクリーニングする。

5 検査における事故等は検査実施医療機関が責任を持つものとする。

(結果の通知及び請求)

第 7 条 検診結果については一次検診実施医療機関が精密検査の必要性の有無を記入し、受診者へすみやかに通知する。

2 精密検査の必要な者については、一次検診実施医療機関が精密検査の適切な受診指導を行うものとする。また、喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及に努める。

3 一次検診実施医療機関は、肺がん検診受診者名簿に検診結果を記入し、佐世保市にがん検診(一次)委託料請求書と共に月毎にまとめて検査月の翌月20日までに報告する

ものとする。

- 4 肺がん検診カルテは 4 枚複写とし、1 枚目は医療機関保存用、2 枚目は医師会報告用、3 枚目は佐世保市報告用、4 枚目は受診者への通知用とする。

（精密検査）

第 8 条 精密検査医療機関は、ＣＴ検査を含めた精密検査が可能な医療機関とする。

- 2 一次検診実施医療機関は、肺がん検診精密検査結果連絡票に必要事項を記入のうえ受診者に渡し、精密検査の受診を勧め、その際、連絡票を精密検査医療機関に提出するよう説明する。
- 3 精密検査を実施した医療機関は、その結果について、すみやかに佐世保市に肺がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。
- 4 佐世保市は、すみやかに一次検診実施医療機関と医師会へ肺がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。
- 5 精密検査は、保険診療扱いとする。

（記録の整備）

第 9 条 一次検診実施医療機関において、胸部エックス線写真、喀痰細胞診に係る検体や検診結果及びカルテ等は、少なくとも 5 年間保存とする。

（精度管理）

第 10 条 一次検診実施医療機関は、佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

（その他）

第 11 条 この要領にない案件等が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。